

平成29年度 第3回豊能町教育委員会会議（6月定例会）会議録

日 時： 平成29年6月28日（水）午前9時30分～

場 所： 豊能町役場（2階）大会議室

出席者： 教育長 新谷 芳宏
教育委員 太田 佳子（教育長職務代理）
教育委員 岸本 恵子
教育委員 川村 新
教育委員 宮崎 純光
事務局： 教育次長 南 正好
教育総務課長 入江 太志
教育支援課長 小田 恵美子
生涯学習課長 小嶋 均
教育支援課子ども支援室長 川西 弥生
教育総務課主査 高田 浩史
教育総務課主査 西田 純夫

傍聴者： 2名

会議次第

1. 議長（教育長）あいさつ

2. 議 事

○審議事項

- ・第6号議案 平成29年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について
- ・第7号議案 豊能町教育委員会事務分掌規則改正等の件

○承認事項

- ・第1号議案 平成29年度豊能町奨学資金奨学生の選考結果について

○各課・室の報告について

開会 午前9時30分

1. 議長（教育長）あいさつ

議 長： 本日の出席者は5名である。過半数に達しているので、ただいまから6月の定例会を開会する。会議録署名人を太田教育長職務代理に願います。

2. 議 事

議 長： 本日は、審議事項2件、承認事項1件を議題とする。第6号議案は、個人情報

取り扱うため、豊能町教育委員会会議規則第 5 条の規定により秘密会として審議したい。

(委員：全員異議なし)

議長： 全員異議なしと認めるので、第 6 号議案は秘密会とする。事務局より提案説明を求める。

—————【非公開部分終了】—————

議長： 次に、第 7 号議案「豊能町教育委員会事務分掌規則改正等の件」について、事務局より提案説明を求める。

事務局： 第 7 号議案について説明する。本件は、先月決議頂いた豊能町立野間口青少年総合スポーツセンター条例の廃止に伴う規則改正である。この件は、6 月町議会においても同様の議決を頂いている。今回改正する規則は、議案書のとおり第 1 条、第 2 条である。まず第 1 条において、豊能町教育委員会事務分掌規則中から豊能町立野間口青少年総合スポーツセンターに関するものを削るものである。次に第 2 条において、豊能町立野間口青少年総合スポーツセンター管理運営規則を廃止するものである。附則として 10 月 1 日から施行するものとしている。施設の条例廃止後については、住民団体による自主的な運営がなされる見込みであることは、前回報告したところであり、そのことについて説明する。団体は、NPO 法人ヴィエントとよの代表理事橋本謙司様である。この団体は豊能町立スポーツ広場を中心に、サッカーやフットサルを行う総合型スポーツクラブとして活動している。会員数は正会員 12 名、利用会員 206 名である。今回自主運営の条件は次のとおりである。社会体育もしくは社会教育の用に供すること。施設の引き渡しについて、町は原則として現状のまま引き渡すこと。団体が施設維持管理の責務を負うこと。施設維持の費用負担は団体持ちであること。他の団体が使用する場合の施設の使用料金は徴収可能であること。施設の現状変更は原則できないが、施設本来の機能を増進するための改修は町と協議の上可能であること。災害時や地元への協力等についての要件を設けること。これらの条件を元に協議が進んでいる。自主運営の期間については 3 年間であり、更新が可能と考えている。以上のように、野間口青少年総合スポーツセンターは町営としては廃止されるが、NPO 法人運営のスポーツ施設として住民団体による活力を活かした運営がなされるものとして準備を進めている。

議長： ただ今の件について、質疑を求める。

委員： 町は完全に手を引いて、NPO 法人による運営に変わるということか。

事務局： その通りである。町営ではなくなるが、スポーツ施設として運営して頂きたいと

いうことである。

委員： 体育館も同様か。

事務局： この施設は、体育館、グラウンド、プールから構成されるが、プールは平成 21 年から既に廃止している。体育館とグラウンドが中心に活用されると考えている。

委員： 現状としてはあまり活用されていないのか。

事務局： 年間 164 回利用されている。そのうち、50 回程度は今回の NPO 法人が利用している。

議長： 10 月 1 日までの今後の予定についてはどうなっているのか。

委員： 長らく利用していなかったため、不要物品等の整理が必要である。町の責務として少なくとも体育館とグラウンドについては清掃後に引き渡しをしたいと考えている。

議長： 質問はないか。質疑を終結し、採決を行う。只今提案のあった第 7 号議案「豊能町教育委員会事務分掌規則改正等の件」について賛成の方の挙手を求める。

挙手全員である。よって、第 7 号議案は可決された。

次に、第 1 号承認、「平成 29 年度豊能町奨学資金奨学生の選考結果について」、事務局より説明を求める。

事務局： 第 1 号承認について説明する。平成 29 年度豊能町奨学資金奨学生の選考結果については、豊能町奨学資金条例第 4 条の規定により平成 29 年 6 月 16 日付で別記のとおり決定したので承認を求めるものである。今年度の募集に対しては 1 名の応募があった。本来は選考会で決定をするところであるが、学校区分ごとの募集定員を下回り、明らかに所得要件を満たしている者については、従来事務局で書類選考の上で決定し、報告しているところである。選考基準として、所得が生活保護基準の 2.5 倍以内に収まっている。従来同様に氏名を伏せて承認を求めるものである。

議長： 質疑を行う。

委員： 奨学金のことについては、このように進めてもらって良い。先程の就学援助は人数が多く、奨学金は申請人数がそれほど多くない。中学校を卒業した後の進路が気掛かりである。今すぐに答えを求めるものはないが、今、子どもたちの貧困についてもかなり言われている部分があるので、高等教育に移っていく場合に子どもたちがどのように進路を選んでいるのか、気掛かりである。豊能町の子どもたちの現状について話を聞かせてもらえる場があれば良いと思う。

事務局： 高等学校については、町奨学金以外にも育英会や、利息のかからないもの、無返還のもの、授業料の無償化等により、高校在学中はあまりニーズがないのかと思う。ただ、それ以降については、保障や支援がまだまだ少ない。

議長： 中学校の進路説明会では、特に進路担当者から高校での奨学金について保護者全体に資料を配布している。高校よりも、次の段階のところハードルが高い。今後の検討課題である。

委員： 町として大学まで保障していくのは非常に難しいところもあると思う。今の話では、中学校から次の進路を選ぶときに保護者としてはそれほど不安を抱かなくて良いように手立てができていと解釈して良いか。

議長： 以前に比べると、高校無償化という大阪府の施策もあるし、奨学金も多様化している。高校の場合に申請がなかったのはその影響もあるかもしれない。個々に、全て満足されるかどうかはわからない。

他に質問はないか。質疑を終了し、採決を行う。只今提案のあった第1号承認、「平成29年度豊能町奨学資金奨学生の選考結果について」賛成の方の挙手を求める。

挙手全員である。よって、第1号承認は可決された。

議長： 次に各課からの報告に移る。

事務局：(教育総務課)

- ・平成29年度大阪府町村教育委員会連絡協議会夏季研修会の案内
- ・平成30年度豊能地区教員採用選考の志願者について

(教育支援課)

- ・中学校3年生対象大阪府チャレンジテストの実施報告
- ・小学校の特別の教科道徳に関する教科書採択の進捗状況報告
- ・夏季教職員研修の予定

(子ども支援室)

- ・児童生徒の学校検診の結果報告
- ・民生員児童委員協議会との共催ファミリーフェスタの実施報告
- ・図書館との共催でエコバック作り開催予定

(生涯学習課)

- ・6月16日 NHK ラジオ公開録音 上方演芸会の実施報告

議 長： 報告は以上である。これで本日の日程は終了した。

7月の教育委員会会議は、7月24日（月）午前9時30分開催予定とする。

8月の教育委員会会議は、8月25日（金）午後2時00分開催予定とする。

以上で、教育委員会会議6月定例会を閉会する。

閉会 午前10時57分